

## しきい値評価基準について

### 1 しきい値評価基準項目案

○ 現在のしきい値評価質問項目案は以下の通り。

- ① 情報提供ネットワークシステムの接続規定<sup>1</sup>に則るか
- ② 過去1年以内に、個人情報又は特定個人情報の漏えい等（漏えい、滅失、き損をいう。以下同じ。）に関する重大事故を発生させたか
- ③ 特定個人情報を取り扱う職員、外部委託先及び提供先（再提供以降の提供も含む。）の人数の合計数は何人か
- ④ 対象人数は何人か
- ⑤ 行政処分の対象となる特定個人情報を取り扱うか

### 2 ②重大な事故について

#### （1）総論

- しきい値評価では、上記の通り、その質問項目の一つに②「過去1年以内に、個人情報又は特定個人情報の漏えい等に関する重大事故を発生させたか」との質問を設けている。
- しきい値評価において「重大事故」の質問項目を設けたのは、漏えい等に関する重大事故を発生させた場合は、国民の懸念が大きいと考えられるため、特定個人情報ファイルの取扱いに係る透明性を増し、国民に信頼していただける制度を構築するとの情報保護評価の目的に鑑み、かかる場合は情報保護評価の必要性が高いと判断したためである。

#### （2）現状

- なお、平成21年度及び同22年度中に発生した行政機関又は独立行政法人等における個人情報の漏えい等事案の概要は、以下の表<sup>2</sup>の通り、誤送付・誤送信によるものが多く、また本人数5人以下の事案が多い。なお、詳細は別紙1を参照されたい。

<sup>1</sup> 情報連携基盤接続規定が策定される場合を想定したもの。

<sup>2</sup> 総務省による行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法施行状況調査を元に内閣官房社会保障改革担当室で作成。

表 1 事案件数及び発生形態別件数

	平成 21 年度	平成 22 年度
<b>事案件数</b>	2,537	2,504
行政機関	321 (12.7%)	498 (19.9%)
独立行政法人等	2,216 (87.3%)	2,006 (80.1%)
<b>発生形態別</b>	2,537	2,504
行政機関	321	498
誤送付・誤送信	142 (44.2%)	286 (57.4%)
誤交付	51 (15.9%)	51 (10.2%)
誤廃棄	7 ( 2.2%)	10 ( 2.0%)
紛失	94 (29.3%)	123 (24.7%)
ネット上に流出	5 ( 1.6%)	3 ( 0.6%)
盗難	5 ( 1.6%)	8 ( 1.6%)
その他	17 ( 5.3%)	17 ( 3.4%)
<b>独立行政法人等</b>	2,216	2,006
誤送付・誤送信	265 (12.0%)	457 (22.8%)
誤交付	62 ( 2.8%)	76 ( 3.8%)
誤廃棄	53 ( 2.4%)	2 ( 0.1%)
紛失	1,770 (79.9%)	1,421 (70.8%)
ネット上に流出	9 ( 0.4%)	10 ( 0.5%)
盗難	20 ( 0.9%)	17 ( 0.8%)
その他	37 ( 1.7%)	23 ( 1.1%)

表2 情報の種類及び規模別件数

	平成 21 年度	平成 22 年度
<b>事案件数</b>	2,537	2,504
行政機関	321 (12.7%)	498 (19.9%)
独立行政法人等	2,216 (87.3%)	2,006 (80.1%)
<b>情報の種類別</b>	2,537	2,504
行政機関	321	498
国民等	285 (88.8%)	465 (93.4%)
国民等及び職員	28 ( 8.7%)	20 ( 4.0%)
職員	8 ( 2.5%)	13 ( 2.6%)
独立行政法人等	2,216	2,006
国民等	2,199 (99.2%)	1,981 (98.8%)
国民等及び職員	9 ( 0.4%)	23 ( 1.1%)
職員	8 ( 0.4%)	2 ( 0.1%)
<b>個人の数別</b>	2,537	2,504
行政機関	321	498
1人～5人	248 (77.3%)	413 (82.9%)
6人～50人	44 (13.7%)	48 ( 9.8%)
51人～100人	10 ( 3.1%)	11 ( 2.2%)
101人～1,000人	18 ( 5.6%)	19 ( 3.8%)
1,001人～	1 ( 0.3%)	7 ( 1.4%)
独立行政法人等	2,216	2,006
1人～5人	2,057 (92.9%)	1,816 (90.5%)
6人～50人	66 ( 3.0%)	90 ( 4.5%)
51人～100人	13 ( 0.6%)	23 ( 1.1%)
101人～1,000人	58 ( 2.6%)	50 ( 2.5%)
1,001人～	22 ( 1.0%)	27 ( 1.3%)

- 平成 21 年度及び同 22 年度中に発生した個人情報取扱事業者が公表した個人情報の漏えい等（漏えい、滅失、き損をいう）事案の概要は、以下の通りである<sup>3</sup>。詳細は別紙 2 を参照されたい。

表 3 事案件数及び発生形態別件数

	平成 21 年度	平成 22 年度
事案件数	490	413
発生形態別	490	413
従業者の意図的	11 ( 2.2%)	10 ( 2.4%)
従業者の不注意	377 (76.9%)	328 (79.4%)
第三者の意図的	33 ( 6.7%)	39 ( 9.4%)
第三者の不注意	4 ( 0.8%)	2 ( 0.5%)
その他	17 ( 3.5%)	7 ( 1.7%)
不明	48 ( 9.8%)	27 ( 6.5%)

(注) 従業員は事業者及び委託先の従業員のことをいう。

表 4 情報の種類及び規模別件数

	平成 21 年度	平成 22 年度
事案件数	490	413
情報の種類別	490	413
顧客情報	474 (96.7%)	394 (95.4%)
従業員情報	21 ( 4.3%)	24 ( 5.8%)
その他の情報	17 ( 3.5%)	26 ( 6.3%)
個人の数別	490	413
500 人以下	350 (71.4%)	297 (71.9%)
501 人～5,000 人	77 (15.7%)	58 (14.0%)
5,001 人～50,000 人	41 ( 8.4%)	42 (10.2%)
50,001 人～	15 ( 3.1%)	13 ( 3.1%)
不明	7 ( 1.4%)	3 ( 0.7%)

### (3) 「重大事故」基準の検討

- 情報保護評価の実施に際し、しきい値評価、重点項目評価、全項目評価と、

<sup>3</sup> 消費者庁「個人情報の保護に関する法律 施行状況の概要」（各年度）を元に内閣官房社会保障改革担当室において作成。なお、各主務大臣において把握し、消費者庁に報告された事案に限る。

3段階の仕組みを設けたのは、情報保護評価の目的を達成し、実効性のある仕組みとするために、すべての特定個人情報ファイルについて広く浅く一律の情報保護評価を実施するのではなく、情報保護評価の必要性に応じたメリハリのある仕組みとするためのものである。

「重大事故」の基準を検討するに当たり、かかる事故を発生させたことが、全項目評価を実施する必要があると考えられるほどの国民の懸念が強いもの、プライバシーインパクトが高いものと考えられるかどうかを検討する必要がある。

- そこで、国民の懸念が強い、プライバシーインパクトが高いと考えられるものを捕捉すべく、「重大事故」の基準を以下としてはどうか。

- ・ 職員以外の特定個人情報を含むものの漏えい等事案であって、
- ・ 職員以外の特定個人情報の本人数が101人以上のもの

- なお、現在のしきい値評価書案では、「重大事故」に該当する場合は、しきい値評価の他の質問の回答にかかわらず、全項目評価を実施しなければならない。

また、「重大事故」に該当しないからといって、重点項目評価又は全項目評価を実施しないと即断されるものではなく、

- ① 情報提供ネットワークシステムの接続規定に則るか
- ③ 特定個人情報を取り扱う職員、外部委託先及び提供先（再提供以降の提供も含む。）の人数の合計数は何人か
- ④ 対象人数は何人か
- ⑤ 行政処分の対象となる特定個人情報を取り扱うか

の回答によって、重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される。

### 3 ③職員の数

#### (1) 総論

- しきい値評価では、上記の通り、その質問項目の一つに③「特定個人情報を取り扱う職員、外部委託先及び提供先（再提供以降の提供も含む。）の人数の合計数は何人か」との質問を設けている。

- しきい値評価において「取り扱う職員等の数」の質問項目を設けたのは、少数の限定された者にのみ情報を取り扱わせる場合に比べ、多数の者が情報を取り扱うとすると、不正利用、不正流出リスクが高まるものと考えられるためである。

## (2)「職員」の検討

- そこで、「職員」の考え方として、非正規職員・非常勤職員であっても、従業者であれば全て「職員」に含まれるものとしてはどうか。

# 平成 22 年度における行政機関個人情報保護法の施行の状況について (抜粋)

## I 調査の目的

この調査は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号。以下「法」という。)第 49 条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、個人情報保護制度の適正かつ的確な運用に資することを目的として行ったものである。

## II 調査の対象

### 1 対象機関

法第 2 条第 1 項各号に規定する行政機関のすべて (41 機関)

\*\*\*\*\*

第 1 号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関 (内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関 (5 機関)

内閣官房、内閣法制局、安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、行政改革推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、国家公務員制度改革推進本部、宇宙開発戦略本部及び人事院

(注) 下線を付した各機関については、事務処理の実態を踏まえ、本調査結果では、内閣官房の内数として整理。

第 2 号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関 (これらの機関のうち第 4 号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)(6 機関)

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁及び消費者庁

第 3 号 国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する機関 (第 5 号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)(27 機関)

総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省

第 4 号 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条 (宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの (1 機関)

<国家公安委員会に置かれる特別の機関>

警察庁

第 5 号 国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの (1 機関)

<法務省に置かれる特別の機関>

検察庁

第 6 号 会計検査院

\*\*\*\*\*

### 2 対象期間

平成 22 年 4 月 1 日から 23 年 3 月 31 日までの状況について、平成 23 年 3 月 31 日現在で調査

表 16 漏えい等事案の件数（発生形態別）

（単位：件、％）

年度	漏えい等事案の件数										
	発生形態別										その他
	誤送付・誤送信			誤交付	誤廃棄	紛失		ネット上に流出		盗難	
		うち 配送 事故						うち 配送 事故			
		平成 22 年度		498 (100)	286 (57.4)			215 (43.2)		51 (10.2)	10 (2.0)
平成 21 年度	321 (100)	142 (44.2)	1 (0.3)	51 (15.9)	7 (2.2)	94 (29.3)	12 (3.7)	5 (1.6)	4 (1.3)	5 (1.6)	17 (5.3)
平成 20 年度	473 (100)	240 (50.7)	0 (0)	83 (17.5)	18 (3.8)	103 (21.8)	2 (0.4)	5 (1.1)	1 (0.2)	4 (0.8)	20 (4.2)
平成 19 年度	531 (100)	329 (62.0)	—	68 (12.8)	9 (1.7)	81 (15.3)	—	14 (2.6)	9 (1.7)	14 (2.6)	16 (3.0)
平成 18 年度	530 (100)	339 (64.0)	—	66 (12.4)	16 (3.0)	79 (14.9)	—	10 (1.9)	4 (0.8)	9 (1.7)	11 (2.1)
平成 17 年度	320	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注） 1 「配送事故」とは、配送を請け負った事業者による誤送付、紛失をいう。  
 2 平成 18 年度以降、発生形態別で調査。

表 17 漏えい等事案の内容（個人情報の種類及び事案の規模）

（単位：件、％）

年度	漏えい等事案の件数（再掲）								
	情報の種類			個人の数					
	国民等 及び職 員	国民等	職員	1人～ 5人	6人～ 50人	51人～ 100人	101人 ～1,000 人	1,001 人	
平成22年度	498 (100)	20 (4.0)	465 (93.4)	13 (2.6)	413 (82.9)	48 (9.6)	11 (2.2)	19 (3.8)	7 (1.4)
平成21年度	321 (100)	28 (8.7)	285 (88.8)	8 (2.5)	248 (77.3)	44 (13.7)	10 (3.1)	18 (5.6)	1 (0.3)
平成20年度	473 (100)	43 (9.1)	420 (88.8)	10 (2.1)	368 (77.8)	62 (13.1)	8 (1.7)	22 (4.7)	13 (2.7)
平成19年度	531 (100)	29 (5.4)	481 (90.6)	21 (4.0)	372 (70.0)	98 (18.5)	16 (3.0)	37 (7.0)	8 (1.5)
平成18年度	530 (100)	20 (3.8)	502 (94.7)	8 (1.5)	411 (77.6)	67 (12.6)	7 (1.3)	36 (6.8)	9 (1.7)

（注）平成18年度以降、現在の項目で調査。

表 18 漏えい等事案の発生元

(単位：件、%)

年 度		22 年度	21 年度	20 年度	19 年度	18 年度
漏えい等事案の件数 (再掲)		498 (100)	321 (100)	473 (100)	531 (100)	530 (100)
行政機関が管理		274 (55.0)	298 (92.8)	458 (96.8)	482 (90.8)	491 (92.6)
人	職員	263 (52.8)	293 (91.8)	450 (95.1)	481 (90.6)	484 (91.3)
	第三者	1 (0.2)	1 (0.3)	3 (0.6)	1 (0.2)	2 (0.4)
	不明・その他	10 (2.0)	4 (1.2)	5 (1.1)	0 (0)	5 (0.9)
場 所	庁舎内	232 (46.6)	258 (80.4)	416 (87.9)	423 (79.7)	447 (84.4)
	庁舎外	37 (7.4)	35 (10.9)	37 (7.8)	54 (10.2)	40 (7.5)
	不明	5 (1.0)	5 (1.6)	5 (1.1)	5 (0.9)	4 (0.8)
委託先が管理		224 (45.0)	23 (7.2)	15 (3.2)	49 (9.2)	39 (7.4)
人	従事者	220 (44.2)	22 (6.9)	15 (3.2)	47 (8.9)	39 (7.4)
	第三者	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0.3)	0 (0)
	不明・その他	4 (0.8)	1 (0.3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
場 所	委託元庁舎内	5 (1.0)	9 (2.8)	12 (2.5)	40 (7.5)	34 (6.4)
	委託元庁舎外	125 (25.1)	6 (1.9)	3 (0.6)	9 (1.7)	5 (0.9)
	委託先事業所 内	1 (0.2)	1 (0.3)	1 (0.2)	1 (0.2)	1 (0.1)
	委託先事業所 外	124 (24.9)	5 (1.6)	2 (0.4)	8 (1.5)	4 (0.8)
	不明	94 (18.9)	8 (2.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) 平成 18 年度以降、現在の項目で調査。

表 19 漏えい等事案への対応状況

(単位：件、%)

年 度		22 年度	21 年度	20 年度	19 年度	18 年度	17 年度
漏えい等事案の件数		498 (100)	321 (100)	473 (100)	531 (100)	530 (100)	320 (100)
事 案 へ の 対 応 状 況	本人等への情報提供	347 (69.7)	284 (88.5)	403 (85.2)	472 (88.9)	467 (88.1)	299 (93.4)
	事案の公表	115 (23.1)	195 (60.7)	288 (60.9)	404 (76.1)	430 (81.1)	—
	情報の削除等の措置依頼	26 ( 5.2)	21 ( 6.5)	32 ( 6.8)	60 (11.3)	28 ( 5.3)	30 ( 9.4)
	情報の回収	295 (59.2)	171 (53.5)	296 (62.6)	350 (65.9)	393 (74.2)	236 (73.8)
	関係者の処分等	127 (25.5)	84 (26.2)	115 (24.3)	109 (20.5)	182 (34.3)	153 (47.8)
	委託契約の解除等	2 ( 0.4)	1 ( 0.3)	2 ( 0.4)	0 (0)	1 ( 0.1)	2 ( 0.6)
	再発防止策	498 (100)	321 (100)	473 (100)	531 (100)	529 (99.8)	320 (100)
	その他	10 ( 2.0)	14 (4.4)	17 ( 3.6)	28 ( 5.3)	10 ( 1.9)	—
	上記以外に対応中 又は対応を検討中	2 ( 0.4)	26 (8.1)	5 ( 1.1)	2 ( 0.4)	7 ( 1.3)	—

(注) 平成 18 年度以降、現在の項目で調査。

表 20 再発防止策の措置状況

(単位：件、%)

年 度		平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	
再発防止策を講じた事案の 件数 (再掲)		498 (100)	321 (100)	473 (100)	531 (100)	529 (100)	320 (100)	
内 訳	組 織 的 安 全 管 理 措 置	管理体制の整備	78 (15.7)	39 (12.1)	85 (18.0)	55 (10.4)	111 (21.0)	206 (64.4)
		規程・マニュアル の整備・見直し	60 (12.0)	77 (24.0)	108 (22.8)	92 (17.3)	99 (18.7)	—
		職員の教育研修	127 (25.5)	131 (40.8)	173 (36.6)	134 (25.2)	165 (31.2)	213 (66.6)
		職員の指導監督	223 (44.8)	252 (78.5)	374 (79.1)	440 (82.9)	442 (83.6)	113 (35.3)
		委託先の指導監督	227 (45.6)	21 (6.5)	15 (3.2)	45 (8.5)	35 (66.2)	5 (1.6)
	物 理 的 安 全 管 理 措 置	誤送付・誤送信 防止措置	8 (1.6)	11 (3.4)	18 (3.8)	11 (2.1)	14 (2.6)	19 (5.9)
		紛失・誤廃棄 防止措置	32 (6.4)	6 (1.9)	21 (4.4)	12 (2.3)		
		盗難防止措置	3 (0.6)	1 (0.3)	0 (0)	4 (0.8)		
	技 術 的 安 全 管 理 措 置	暗号化措置	4 (0.8)	2 (0.6)	0 (0)	6 (1.1)	11 (2.0)	4 (1.3)
		アクセス制御措置	8 (1.6)	5 (1.6)	2 (0.4)	9 (1.7)		
		誤送付・誤送信防止 のためのシステムの 改修措置	1 (0.2)	2 (0.6)	1 (0.2)	33 (6.2)		

(注) 物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置の詳細は、平成 19 年度以降調査。

表 21 関係者の処分等

(単位：件、%)

年 度	漏えい等事案の件数（再掲）						（参考）関係者の処分等実施機関数
	関係者の処分等（再掲）	刑事告発		懲戒処分	懲戒処分以外の措置		
		うち保護法の罰則要件に該当					
平成 22 年度	498 (100)	127 (25.5)	1 (0.2)	0 (0)	9 (1.8)	121 (24.3)	10 機関（漏えい等事案のある機関は 17）
平成 21 年度	321 (100)	84 (26.2)	1 (0.3)	1 (0.3)	3 (0.9)	80 (24.9)	10 機関（漏えい等事案のある機関は 17）
平成 20 年度	473 (100)	115 (24.3)	0 (0)	0 (0)	3 (0.6)	112 (23.7)	8 機関（漏えい等事案のある機関は 17）
平成 19 年度	531 (100)	109 (20.5)	0 (0)	0 (0)	14 (2.6)	104 (19.6)	14 機関（漏えい等事案のある機関は 20）
平成 18 年度	530 (100)	182 (34.3)	5 (0.9)	1 (0.1)	8 (1.5)	175 (33.0)	8 機関（漏えい等事案のある機関は 14）

(注) 平成 18 年度以降、現在の項目で調査。

# 平成 22 年度における独立行政法人等個人情報保護法の施行の状況について (抜粋)

## I 調査の目的

この調査は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 48 条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、個人情報保護制度及びその運用に対する正確な理解を深めることを目的として行ったものである。

## II 調査の対象

### 1 対象機関

法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等のすべて（205 機関）

\*\*\*\*\*

- 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人（平成 23 年 3 月 31 日現在）（104 機関）

奄美群島振興開発基金、医薬基盤研究所、医薬品医療機器総合機構、宇宙航空研究開発機構、沖縄科学技術研究基盤整備機構、海技教育機構、海上技術安全研究所、海上災害防止センター、海洋研究開発機構、科学技術振興機構、家畜改良センター、環境再生保全機構、教員研修センター、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、経済産業研究所、原子力安全基盤機構、建築研究所、航海訓練所、工業所有権情報・研修館、航空大学校、交通安全環境研究所、高齢・障害者雇用支援機構、港湾空港技術研究所、国際観光振興機構、国際協力機構、国際交流基金、国際農林水産業研究センター、国民生活センター、国立印刷局、国立科学博物館、国立環境研究所、国立がん研究センター、国立健康・栄養研究所、国立高等専門学校機構、国立公文書館、国立国際医療研究センター、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、国立循環器病研究センター、国立女性教育会館、国立成育医療研究センター、国立青少年教育振興機構、国立精神・神経医療研究センター、国立大学財務・経営センター、国立長寿医療研究センター、国立特別支援教育総合研究所、国立美術館、国立病院機構、国立文化財機構、雇用・能力開発機構、産業技術総合研究所、自動車検査独立行政法人、自動車事故対策機構、住宅金融支援機構、種苗管理センター、酒類総合研究所、情報処理推進機構、情報通信研究機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、森林総合研究所、水産総合研究センター、水産大学校、製品評価技術基盤機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、造幣局、大学入試センター、大学評価・学位授与機構、中小企業基盤整備機構、駐留軍等労働者労務管理機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、電子航法研究所、統計センター、都市再生機構、土木研究所、日本学術振興会、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本原子力研究開発機構、日本高速道路保有・債務返済機構、日本スポーツ振興センター、日本万国博覧会記念機構、日本貿易振興機構、日本貿易保険、年金積立金管理運用独立行政法人、年金・健康保険福祉施設整理機構、農業環境技術研究所、農業者年金基金、農業生物資源研究所、農業・食品産業技術総合研究機構、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金、農林水産消費安全技術センター、福祉医療機構、物質・材料研究機構、平和祈念事業特別基金、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、北方領土問題対策協会、水資源機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、理化学研究所、労働安全衛生総合研究所、労働者健康福祉機構、労働政策研究・研修機構（法人の名称の冒頭の「独立行政法人」は省略。以下同じ。）

- 別表第 1 に掲げる法人（平成 22 年 3 月 31 日現在）（100 機関）

<特殊法人>（6 機関）

表15 独立行政法人等個人情報保護法に関する訴訟の状況

(単位：件)

		22年度	21年度	20年度	19年度	18年度	17年度
地方裁判所 等 (第一審)	新規提訴	2	1	2	0	0	0
	前年度から係属	2	1	0	0	0	0
	係属計	4	2	2	0	0	0
	判決	1	1	0	0	0	0
	取下げ	0	0	1	0	0	0
	審理中(次年度に持ち越し)	3	1	1	0	0	0

表16 漏えい等事案の件数(発生形態別)

(単位：件、%)

年 度	漏えい等事案の件数										
	発 生 形 態 別										その他
	誤送付・誤送信		誤交付	誤廃棄	紛失		ネット上に流出		盗難		
	うち 配送 事故						うち 配送 事故			うち ウイルス	
	平成22年度		2,006 (100)	457 (22.8)			90 (4.5)		76 (3.8)	2 (0.1)	1,421 (70.8)
平成21年度	2,216 (100)	265 (12.0)	34 (1.5)	62 (2.8)	53 (2.4)	1,770 (79.9)	1,561 (70.4)	9 (0.4)	2 (0.1)	20 (0.9)	37 (1.7)
平成20年度	2,456 (100)	274 (11.2)	29 (1.2)	34 (1.4)	6 (0.2)	2,064 (84.0)	1,909 (77.7)	9 (0.4)	3 (0.1)	29 (1.2)	40 (1.6)
平成19年度	676 (100)	280 (41.4)	—	27 (4.0)	36 (5.3)	260 (38.5)	—	12 (1.8)	10 (1.5)	35 (5.2)	26 (1.6)
平成18年度	1,277 (100)	810 (63.4)	—	72 (5.6)	10 (0.8)	164 (12.8)	—	20 (1.6)	15 (1.2)	27 (2.1)	174 (13.6)
平成17年度	855	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注1) 「配送事故」とは、配送を請け負った事業者による誤送付、紛失をいう。

(注2) 平成18年度以降、発生形態別で調査。

表 17 漏えい等事案の内容（個人情報の種類及び事案の規模）

（単位：件、％）

年度	漏えい等事案の件数（再掲）								
	情報の種類			個人の数					
	国民等 及び職 員	国民等	職員	1 人～ 5 人	6 人～ 50 人	51 人～ 100 人	101 人～ 1,000 人	1,001 人	
平成 22 年度	2,006 (100)	23 (1.1)	1,981 (98.8)	2 (0.1)	1,816 (90.5)	90 (4.5)	23 (1.1)	50 (2.5)	27 (1.3)
平成 21 年度	2,216 (100)	9 (0.4)	2,199 (99.2)	8 (0.4)	2,057 (92.9)	66 (3.0)	13 (0.6)	58 (2.6)	22 (1.0)
平成 20 年度	2,456 (100)	20 (0.8)	2,429 (98.9)	7 (0.3)	2,333 (95.0)	61 (2.5)	11 (0.4)	37 (1.5)	14 (0.6)
平成 19 年度	676 (100)	24 (3.5)	642 (95.0)	10 (1.5)	563 (83.3)	48 (7.1)	17 (2.5)	38 (5.6)	10 (1.5)
平成 18 年度	1,277 (100)	29 (2.3)	1,232 (96.5)	16 (1.2)	1,111 (87.0)	71 (5.6)	21 (1.6)	58 (4.5)	16 (1.3)

（注）平成 18 年度以降、現在の項目で調査。

表 18 漏えい等事案の発生元

(単位：件、%)

年 度		22 年度	21 年度	20 年度	19 年度	18 年度
漏えい等事案の件数 (再掲)		2,006 (100)	2,216 ( 100)	2,456 (100)	676 (100)	1,277 (100)
独立行政法人等が管理		365 (18.2)	233 (10.5)	234 ( 9.5)	261 (38.6)	978 (76.6)
人	職員	356 (17.7)	230 (10.4)	229 ( 9.3)	247 (36.6)	928 (72.7)
	第三者	0 (0)	2 ( 0.1)	1 (0)	7 ( 1.0)	5 ( 0.4)
	不明・その他	9 ( 0.4)	1 (0)	4 ( 0.2)	7 ( 1.0)	45 ( 3.5)
場 所	庁舎内	274 (13.7)	203 ( 9.2)	195 ( 7.9)	215 (31.8)	770 (60.3)
	庁舎外	75 ( 3.7)	27 ( 1.2)	36 ( 1.5)	42 ( 6.2)	185 (14.5)
	不明	16 ( 0.8)	3 ( 0.3)	3 ( 0.1)	4 ( 0.6)	23 ( 1.8)
委託先が管理		1,641 (81.8)	1,983 (89.5)	2,222 (90.5)	415 (61.4)	299 (23.4)
人	従事者	432 (21.5)	1,933 (87.2)	2,220 (90.4)	414 (61.3)	293 (23.0)
	第三者	9 (0.4)	4 ( 0.2)	1 (0)	1 ( 0.1)	3 ( 0.2)
	不明・その他	1,200 (59.8)	46 ( 2.1)	1 (0)	0 (0)	3 ( 0.2)
場 所	委託元庁舎内	34 ( 1.7)	12 ( 0.5)	4 ( 0.2)	5 ( 0.7)	28 ( 2.2)
	委託元庁舎外	392 (19.5)	1,950 (88.0)	2,217 (90.3)	409 (60.6)	269 (21.1)
	委託先事業所内	201 (10.0)	303 (13.7)	210 ( 8.6)	231 (34.2)	73 ( 5.7)
	委託先事業所外	191 ( 9.5)	1,647 (13.7)	2,007 (81.7)	178 (26.4)	196 (15.3)
	不明	1,215 (60.6)	21 ( 0.9)	1 (0)	1 ( 0.1)	2 ( 0.1)

(注) 平成 18 年度以降、現在の項目で調査。

表 19 漏えい等事案への対応状況

(単位：件、%)

年 度	22 年度	21 年度	20 年度	19 年度	18 年度	17 年度	
漏えい等事案の件数	2,006 (100)	2,216 (100)	2,456 (100)	676 (100)	1,277 (100)	855 (100)	
事 案 へ の 対 応 状 況	本人等への情報提供	1,844 (91.9)	2,038 (92.0)	2,346 (95.5)	612 (90.5)	1,185 (92.8)	718 (84.0)
	事案の公表	302 (15.1)	125 ( 5.6)	98 ( 4.0)	106 (15.7)	84 ( 6.6)	—
	情報の削除等の措置依頼	32 ( 1.6)	36 ( 1.6)	49 ( 2.0)	41 ( 6.1)	71 ( 5.6)	368 (43.0)
	情報の回収	466 (23.2)	298 (13.4)	248 (10.1)	266 (39.3)	855 (67.0)	314 (36.7)
	関係者の処分等	49 ( 2.4)	19 ( 0.9)	42 ( 1.7)	40 ( 5.9)	101 ( 7.9)	186 (21.8)
	委託契約の解除等	1 ( 0.0)	0 ( 0)	0 ( 0)	1 ( 0.1)	4 ( 0.3)	1 ( 0.1)
	再発防止策	2,006 ( 100)	2,216 ( 100)	2,456 (100)	676 (100)	1,225 (96.0)	855 (100)
	その他	7 ( 0.3)	14 ( 0.6)	41 ( 1.7)	36 ( 5.3)	32 ( 2.5)	—
	上記以外に対応中 又は対応を検討中	2 ( 0.1)	7 ( 0.3)	3 ( 0.1)	2 ( 0.3)	185 (14.5)	—

(注) 平成 18 年度以降、現在の項目で調査。

表 20 再発防止策の措置状況

(単位：件、%)

年 度		22年度	21年度	20年度	19年度	18年度	17年度	
再発防止策を講じた事案の件数 (再掲)		2,006 (100)	2,216 (100)	2,456 (100)	676 (100)	1,225 (100)	855 (100)	
内 訳	組織的 安全管 理措置	管理体制の整備	34 (1.7)	37 (1.7)	26 (1.1)	30 (4.4)	40 (3.3)	54 (6.3)
		規程・マニュアルの 整備・見直し	75 (3.7)	77 (3.5)	123 (5.0)	115 (17.0)	113 (9.2)	—
		職員の教育研修	86 (4.3)	96 (4.3)	160 (6.5)	217 (32.1)	366 (29.9)	669 (78.2)
		職員の指導監督	356 (17.7)	231 (10.4)	226 (9.2)	289 (42.8)	774 (63.2)	82 (9.6)
		委託先の指導監督	1,644 (82.0)	1,981 (89.4)	2,222 (90.5)	411 (60.8)	289 (23.6)	111 (13.0)
	物理的 安全管 理措置	誤送付・誤送信防止 措置	12 (0.6)	5 (0.2)	11 (0.4)	1 (0.1)	33 (2.7)	276 (32.3)
		紛失・誤廃棄防止措 置	10 (0.5)	7 (0.3)	14 (0.6)	8 (1.2)		
		盗難防止措置	3 (0.1)	6 (0.3)	11 (0.4)	13 (1.9)		
	技術的 安全管 理措置	暗号化措置	7 (0.3)	10 (0.5)	14 (0.6)	6 (0.9)	26 (2.1)	126 (14.7)
		アクセス制御措置	10 (0.5)	11 (0.5)	11 (0.4)	9 (1.3)		
		誤送付・誤送信防止 のためのシステムの 改修措置	11 (0.5)	5 (0.2)	7 (0.3)	4 (0.6)		

(注) 物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置の詳細は、平成19年度以降調査。

表 21 関係者の処分等

(単位：件、%)

年 度	漏えい等事案の件数（再掲）						(参考) 関係者の処分 等実施機関数	
		関係者の処分等（再掲）				懲戒 処分		懲戒処 分以外 の措置
		刑事告発	うち保護法 の罰則要件 に該当					
平成 22 年度	2,006 (100)	49 (2.4)	0 (0)	0 (0)	4 (0.2)	45 (2.2)	17 機関（漏えい等事案のある機関は 44）	
平成 21 年度	2,216 (100)	19 (0.9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	19 (0.9)	11 機関（漏えい等事案のある機関は 43）	
平成 20 年度	2,456 (100)	42 (1.7)	0 (0)	0 (0)	4 (0.2)	38 (1.5)	15 機関（漏えい等事案のある機関は 52）	
平成 19 年度	676 (100)	40 (7.9)	0 (0)	0 (0)	4 (0.6)	36 (5.3)	15 機関（漏えい等事案のある機関は 52）	
平成 18 年度	1,227 (100)	101 (7.9)	1 (0.1)	0 (0)	14 (1.1)	89 (7.0)	13 機関（漏えい等事案のある機関は 47）	

(注) 平成 18 年度以降、現在の項目で調査。

平成 2 2 年度  
個人情報保護に関する法律  
施行状況の概要

(5～10ページを抜粋)

平成 2 3 年 8 月  
消費者庁

## 2. 事業者からの個人情報漏えい事案の状況

### (1) 全体的な状況

「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定、平成20年4月25日一部変更)において、事業者は、個人情報漏えい事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表することが重要とされている。

これを踏まえ、平成22年度において、事業者が公表した個人情報の漏えい事案※は、**合計413件**である。

【参考】 平成17年度：1,556件                      平成18年度：893件  
          平成19年度： 848件                      平成20年度：538件  
          平成21年度： 490件

※ 「漏えい」の他、「滅失」、「き損」の事案を含む。また、各主務大臣において把握し、消費者庁に報告された事案に限る。

### (2) 漏えいの規模と情報の種類

① 上記事案において個人情報漏えいしたとされる人数(以下「漏えいした人数」という。)別にみると、**500人以下**の事案が全体の**約72%**を占めているなど、比較的小規模な事案が多い。

表8 漏えいした人数

漏えいした人数	平成22年度		(参考)平成21年度	
	件数	(割合)	件数	(割合)
500人以下	297	(71.9%)	350	(71.4%)
501～5,000人	58	(14.0%)	77	(15.7%)
5,001～50,000人	42	(10.2%)	41	(8.4%)
50,001人以上	13	(3.1%)	15	(3.1%)
不明	3	(0.7%)	7	(1.4%)
合計	413	(100.0%)	490	(100.0%)

(注) ( )内は、漏えい事案全体(平成22年度：413件、平成21年度：490件)に対する割合

② 漏えいした個人情報の種類について、顧客情報、従業員情報、その他の情報に分類すると、ほとんどの事案について、顧客情報が含まれていることが分かる。

漏えいした個人情報の内容について、氏名、生年月日、性別、住所（以下「基本情報」という。）とそれ以外の情報（以下「付加的情報」という。）に分けてみると、基本情報のみが漏えいした件数は、全体の約 13%であり、多くの事案において、電話番号、口座番号、メールアドレス、クレジットカード番号等の付加的情報も含めて漏えいしている。

表9 漏えいした情報の種類

漏えいした情報の種類	平成 22 年度				(参考)平成 21 年度			
	件数 (割合)		うち基本情報のみ		件数 (割合)		うち基本情報のみ	
顧客情報	394	(95.4%)	55	(13.3%)	474	(96.7%)	54	(11.0%)
従業員情報	24	(5.8%)	4	(1.0%)	21	(4.3%)	3	(0.6%)
その他の情報	26	(6.3%)	4	(1.0%)	17	(3.5%)	1	(0.2%)
合計 (重複分を除く。)	413	(100.0%)	52	(12.6%)	490	(100.0%)	50	(10.2%)

(注) 1. ( ) 内は、漏えい事案全体（平成 22 年度：413 件、平成 21 年度：490 件）に対する割合

2. 表中の「うち基本情報のみ」は、基本情報のみ漏えいした事案の件数

### (3) 漏えい等の形態と暗号化等の情報保護措置

- ① 漏えいした情報の形態についてみると、電子媒体のみが約 43%、紙媒体のみが約 55%である。
- ② 漏えいした情報に対する暗号化等の情報保護措置の有無についてみると、特段措置を講じていなかった件数が、全体の約 80%を占めている。これに対し、一部についてのもも含め、何らかの措置を講じていた件数は、全体の約 16%にとどまる。

表 10 - 1 漏えいの形態と暗号化等の情報保護措置

漏えいの 形態  暗号化 等の情報 保護措置	電子媒体のみ		紙媒体のみ		電子媒体と 紙媒体		不明		合計
	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	
全部措置有	27	(6.5%)	1	(0.2%)	0	(0.0%)	5	(1.2%)	
一部措置有	28	(6.8%)	5	(1.2%)	4	(1.0%)			
措置無	111	(26.9%)	218	(52.8%)	1	(0.2%)			
措置不明	10	(2.4%)	3	(0.7%)	0	(0.0%)			
合計	176	(42.6%)	227	(55.0%)	5	(1.2%)	5	(1.2%)	413

- (注) 1. ( ) 内は、漏えい事案全体 (413 件) に対する割合  
 2. 暗号化等の情報保護措置とは、情報の暗号化や紛失したパソコンへのパスワードによるアクセス制限等、情報保護のために講じられた措置をいう。  
 3. 「紙媒体のみ」には、口頭による漏えいを含む(「措置不明」に分類)。

- ③ 形態別に見ると、電子媒体のみでの漏えいにおいては、情報保護措置がとられていた件数 (一部についてのもも含む。) は約 31%であり、情報保護措置がとられていなかった件数を下回っている。一方、紙媒体のみでの漏えいについては、約 96%の事案において情報保護措置がとられていなかった。

表 10 - 2 漏えいの形態別の保護措置の割合

漏えいの 形態  暗号化等 の情報保護措置	電子媒体のみ		紙媒体のみ	
	件数	(割合)	件数	(割合)
全部措置有	27	(15.3%)	1	(0.4%)
一部措置有	28	(15.9%)	5	(2.2%)
措置無	111	(63.1%)	218	(96.0%)
措置不明	10	(5.7%)	3	(1.3%)
合計	176	(100.0%)	227	(100.0%)

【参考：平成 21 年度】

表 漏えいの形態と暗号化等の情報保護措置

漏えいの 形態  暗号化 等の情報 保護措置	電子媒体のみ		紙媒体のみ		電子媒体と 紙媒体		不明		合計
	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	件数	(割合)	
全部措置有	50	(10.2%)	2	(0.4%)	2	(0.4%)	1	(0.2%)	
一部措置有	15	(3.1%)	18	(3.7%)	4	(0.8%)			
措置無	128	(26.1%)	248	(50.6%)	2	(0.4%)			
措置不明	12	(2.4%)	8	(1.6%)	0	(0.0%)			
合計	205	(41.8%)	276	(56.3%)	8	(1.6%)	1	(0.2%)	490

(注) 1. ( ) 内は、漏えい事案全体 (490 件) に対する割合  
 2. 「紙媒体のみ」には、口頭による漏えいを含む(「措置不明」に分類)。

表 漏えいの形態別の保護措置の割合

漏えいの 形態  暗号化等 の情報保護措置	電子媒体のみ		紙媒体のみ	
	件数	(割合)	件数	(割合)
全部措置有	50	(24.4%)	2	(0.7%)
一部措置有	15	(7.3%)	18	(6.5%)
措置無	128	(62.4%)	248	(89.9%)
措置不明	12	(5.9%)	8	(2.9%)
合計	205	(100.0%)	276	(100.0%)

#### (4) 漏えい元と漏えいした者

- ① 漏えい元については、「事業者」から直接漏えいした事案が全体の約75%、「委託先」から漏えいした事案が全体の約23%となっている。
- ② 「事業者」及び「委託先」の中で、実際に漏えいに関わった者（以下「漏えいした者」という。）についてみると、「従業者」が全体の約84%を占める。
- ③ 漏えいした原因をみると、「従業者」が漏えいに関わった事案については「意図的」なものが10件、「不注意」によるものが328件であり、「ほとんどが「不注意」によるものである。
- 一方、「第三者」が漏えいに関わった事案については、「意図的」なものが39件、「不注意」によるものが2件であり、「ほとんどが「意図的」」なものである。

表11 漏えい元・漏えいした者

漏えい した者 漏えい 元	従業者				第三者				その他	不明	合計
	意図的	不注意	不明	計	意図的	不注意	不明	計			
事業者	8 (1.9%)	259 (62.7%)	7 (1.7%)	274 (66.3%)	26 (6.3%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	27 (6.5%)	4 (1.0%)	5 (1.2%)	310 (75.1%)
委託先	2 (0.5%)	69 (16.7%)	2 (0.5%)	73 (17.7%)	13 (3.1%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)	15 (3.6%)	3 (0.7%)	3 (0.7%)	94 (22.8%)
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9 (2.2%)	9 (2.2%)
合計	10 (2.4%)	328 (79.4%)	9 (2.2%)	347 (84.0%)	39 (9.4%)	2 (0.5%)	1 (0.2%)	42 (10.2%)	7 (1.7%)	17 (4.1%)	413 (100.0%)

(注) ( ) 内は、漏えい事案全体 (413 件) に対する割合

【参考：平成21年度】

漏えい した者 漏えい 元	従業者				第三者				その他	不明	合計
	意図的	不注意	不明	計	意図的	不注意	不明	計			
事業者	5 (1.0%)	301 (61.4%)	15 (3.1%)	321 (65.5%)	18 (3.7%)	2 (0.4%)	0 (0.0%)	20 (4.1%)	11 (2.2%)	9 (1.8%)	361 (73.7%)
委託先	6 (1.2%)	76 (15.5%)	3 (0.6%)	85 (17.3%)	15 (3.1%)	2 (0.4%)	2 (0.4%)	19 (3.9%)	6 (1.2%)	3 (0.6%)	113 (23.1%)
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16 (3.3%)	16 (3.3%)
合計	11 (2.2%)	377 (76.9%)	18 (3.7%)	406 (82.9%)	33 (6.7%)	4 (0.8%)	2 (0.4%)	39 (8.0%)	17 (3.5%)	28 (5.7%)	490 (100.0%)

(注) ( ) 内は、漏えい事案全体 (490 件) に対する割合

## (5) 漏えい後の改善措置状況

- ① 漏えい後の改善措置についてみると、**全て**の事案において、事業者によって何らかの**安全管理対策**が講じられている。
- ② 安全管理対策の内訳をみると、全体の**約 93%**の事業者が教育・研修の実施などの**組織的対策**を講じている。

表 12 - 1 漏えい後の改善措置状況

	合計	事業者による改善措置					改善措置実施せず	不明
		安全管理対策			その他の対応			
		組織的	技術的					
平成 22 年度	413 (100.0%)	413 (100.0%)	403 (97.6%)	382 (92.5%)	110 (26.6%)	386 (93.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
(参考) 平成 21 年度	490 (100.0%)	489 (99.8%)	450 (91.8%)	437 (89.2%)	139 (28.4%)	439 (89.6%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)

(注) 1. 表中の「組織的」安全管理対策とは、安全管理責任者の設置、社内規定の整備、教育・研修の実施、監査の実施等を指す。

「技術的」安全管理対策とは、ファイアウォールの構築、情報漏えい防止ソフトウェアの導入、個人データへのアクセス状況の監視等を指す。

「その他の対応」の具体的内容は、表 12 - 2 参照。

2. 「安全管理対策」と「その他の対応」は複数回答

3. ( ) 内は、漏えい事案全体（平成 22 年度：413 件、平成 21 年度：490 件）に対する割合

- ③ 安全管理対策以外の改善状況の内訳を見ると、全体の**約 86%**の事業者が**本人への謝罪・連絡**を行っており、次いで、**約 32%**の事業者が**警察への届出**、**約 25%**の事業者が**専用窓口の設置**を行っている。

表 12 - 2 安全管理対策以外の改善措置の内訳

	合計 (重複を除く。)	本人への謝罪・連絡	専用窓口の設置	商品券等の配布	警察への届出	その他
平成 22 年度	386 (93.5%)	356 (86.2%)	102 (24.7%)	21 (5.1%)	132 (32.0%)	44 (10.7%)
(参考) 平成 21 年度	439 (89.6%)	388 (79.2%)	163 (33.3%)	32 (6.5%)	164 (33.5%)	42 (8.6%)

(注) ( ) 内は、漏えい事案全体（平成 22 年度：413 件、平成 21 年度：490 件）に対する割合

## (6) 認定個人情報保護団体への報告

事業者が認定個人情報保護団体に所属していた事案は **107 件**であり、全体（413 件）の**約 26%**である（平成 21 年度は 490 件中 117 件）。また、このうち、当該漏えいを所属する認定個人情報保護団体へ報告したのは **60 件**であり（平成 21 年度は 61 件）、**約 56%**の事案において認定個人情報保護団体へ報告がなされている。